

## 国家公務員の再就職規制にご注意を

国民からの批判が大きい問題としていわゆる天下り問題がある。国家公務員が退職したのち民間企業に再就職すること自体は否定されるものではないが、国家公務員法では、国民の不信を招くおそれのある次の3つの行為を禁じている。

### ■公務員やOBの再就職をあっせんする行為

第一に、現役の国家公務員が、他の現役公務員やOBの再就職の世話をする行為（再就職あっせん）。再就職させたい者の名前や職歴などの情報を企業側に提供したり、企業側に受け入れ可能なポストや待遇面などの情報の提供を求めたりする行為は禁止されている。

### ■利害関係のある企業への求職活動

第二に、現役の国家公務員が職務として携わる様々な事務（行政処分や契約事務など）の相手方となっている企業に対して、当該公務員が在職中に求職活動を行うことは禁止されている。

例えば、国家公務員が再就職目的で自分の名前や職歴などの情報を利害関係企業に提供したり、企業側に職務内容や待遇面などの情報を照会したりすると違反となる。

### ■再就職した公務員OBが契約や処分に関して元の職場に働きかける行為

第三に、民間企業に再就職した国家公務員OBが、契約や処分に関して企業側に便宜を図るよう元の職場（省庁）に働きかける行為が禁止されている。（ただし、原則として退職後2年間に限る。）

### ■各企業へのお願い

こうした違反行為を監視するため、内閣府に「再就職等監視委員会」が設置されています。

各企業において、上記に該当する行為や類似する行為を見聞きした場合には、法令遵守と社会的責任の観点から、下記に掲げている同委員会の窓口まで情報提供されるようお願いいたします。

### ■再就職等監視委員会

（電話） 03—6268—7660～7668

（ホームページ） <http://www5.cao.go.jp/kanshi/index.html>

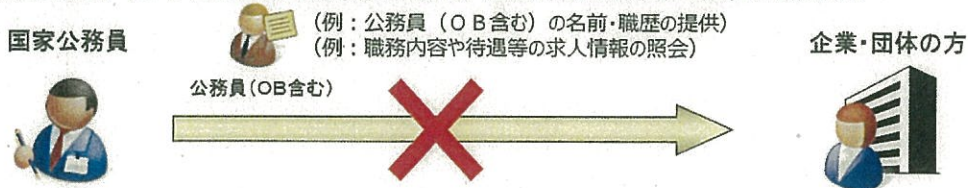
# 国家公務員の再就職に関する **3** つの掟

- ◆ 国家公務員（OB含む）には、再就職に関する**3つのルール**があります。
- ◆ このような行為を実際に受けたり、見聞きした場合には、裏面窓口まで御一報ください。

## 1 国家公務員（OB含む）の再就職をあっせんすることはできません。

※ 一部例外あり

! 国家公務員（OB含む）の再就職あっせんは、違法行為に当たる可能性があります。



## 2 現在のポストと利害関係のある企業等への求職活動はできません。

※ 一部例外あり

! あなたの企業等と利害関係のある国家公務員からの求職照会は、違法行為に当たる可能性があります。



## 3 企業等に再就職した公務員OBは、契約や処分に関して元の職場に働きかけることはできません。

※ 一部例外あり

! あなたの企業等に在籍する国家公務員OBによる元職場への便宜要求は、違法行為に当たる可能性があります。



### <違反情報の提供、制度に関する問い合わせ先>

**内閣府**  
Cabinet Office, Government of Japan **再就職等監視委員会事務局**

所在地：〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-3

電話：03-6268-7660~7668（直通）

FAX：03-6268-7659

URL：http://www5.cao.go.jp/kanshi/jouhou.html

